

感染症でお困りのときには 感染症対策相談窓口へ!!

広島県医師会では、会員の先生方からの感染症対策に関するご相談に応じる相談窓口を設置しています。

広島県医師会内に設置の感染症対策委員会委員が、専門的見地からご回答いたしますので、お気軽にご相談下さい。

① 目的	会員等からの感染症対策に関する問い合わせに具体的に回答することにより、知識の普及啓発を図ることを目的としています。
② 対象	広島県医師会員の所属する医療機関や高齢者施設等に従事する者
③ 事業内容	(1) 受付対応 月曜日から金曜日の午前9時～午後5時まで (※土・日・祝日でのご相談については、受付対応ができませんので予めご了承下さい) (2) 相談方法 以下のいずれかの方法にてご相談下さい。 ①相談フォームに必要事項をご記入の上、お送り下さい。 広島県医師会HP > 医師のみなさまへ > 感染症 > 感染症対策相談窓口 ②別紙の相談依頼書に必要事項を記入の上、メール添付またはFAXにてお送り下さい。 (3) 回答方法 相談者に対し、広島県医師会感染症対策委員会委員が、可及的速やかにメールまたはFAXによる文書にて回答いたします。 感染症対策委員会委員：大毛 宏喜（広島大学病院）、桑原 正雄（広島県感染症・疾病管理センター）、高蓋 寿朗（舟入市民病院）、山岡 直樹（吉島病院）、高橋 淳（広島県内科会）、守屋 真（広島県小児科医会／呉市医師会）、大橋 信之（広島市医師会）、小山 祐介（福山市医師会）、岩崎 泰政（広島県医師会）、正岡 良之（広島県医師会）、石川 暢恒（広島県医師会）

よくある質問

- ・コロナ対策の定期的な換気は、まだ必要ですか。
- ・高齢者施設の面会は今後どのようにしたら良いでしょうか。

院内集団感染の行政への報告基準について

院内集団感染の発生が疑われ、下記の報告基準に該当する場合は所管する保健所に連絡をお願いいたします。

報 告 基 準

医療機関	高齢者施設等
(1) 1事例につき目安として10名以上の院内感染による感染者が発生した場合	(1) 同一の感染症による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
(2) 当該院内感染事案との因果関係が否定できない死亡者が確認された場合	(2) 同一の感染症の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
	(3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

感 染 症 対 策 相 談 依 頼 書

相談依頼日： 年 月 日

施設名	
相談者氏名	
職名	
電話番号	
FAX番号	
Eメールアドレス	
希望回答方法	メール ・ FAX

【相談内容】

※回答に必要なため、内容を具体的に記入してください。